

令和7年度 介護保険事業所 管理者説明会

宇佐市介護保険課

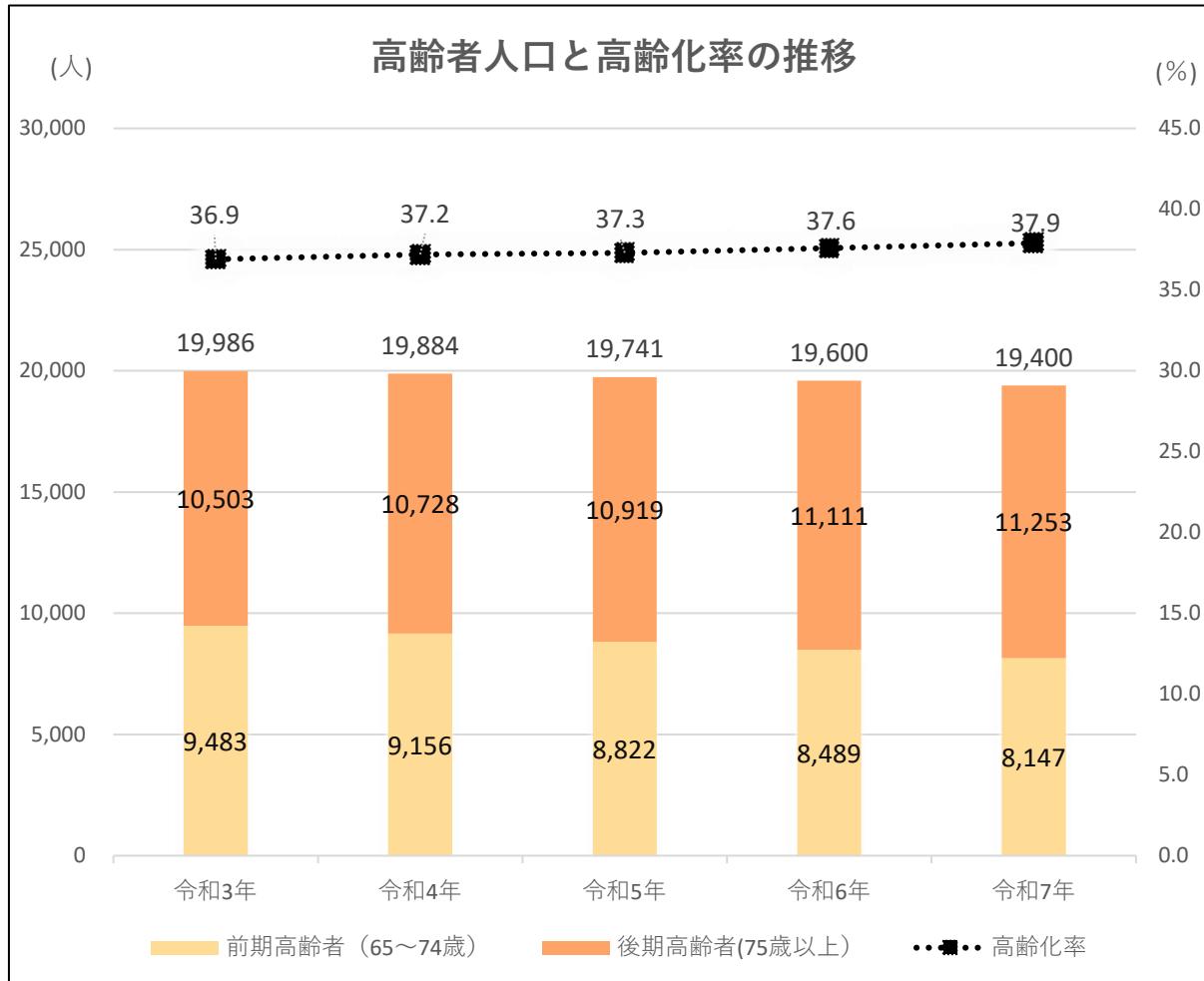
目次

1. 宇佐市における高齢者の現状
2. 介護給付適正化の取組
3. 令和6年度介護報酬改定
4. 高齢者虐待に係る対応
5. その他

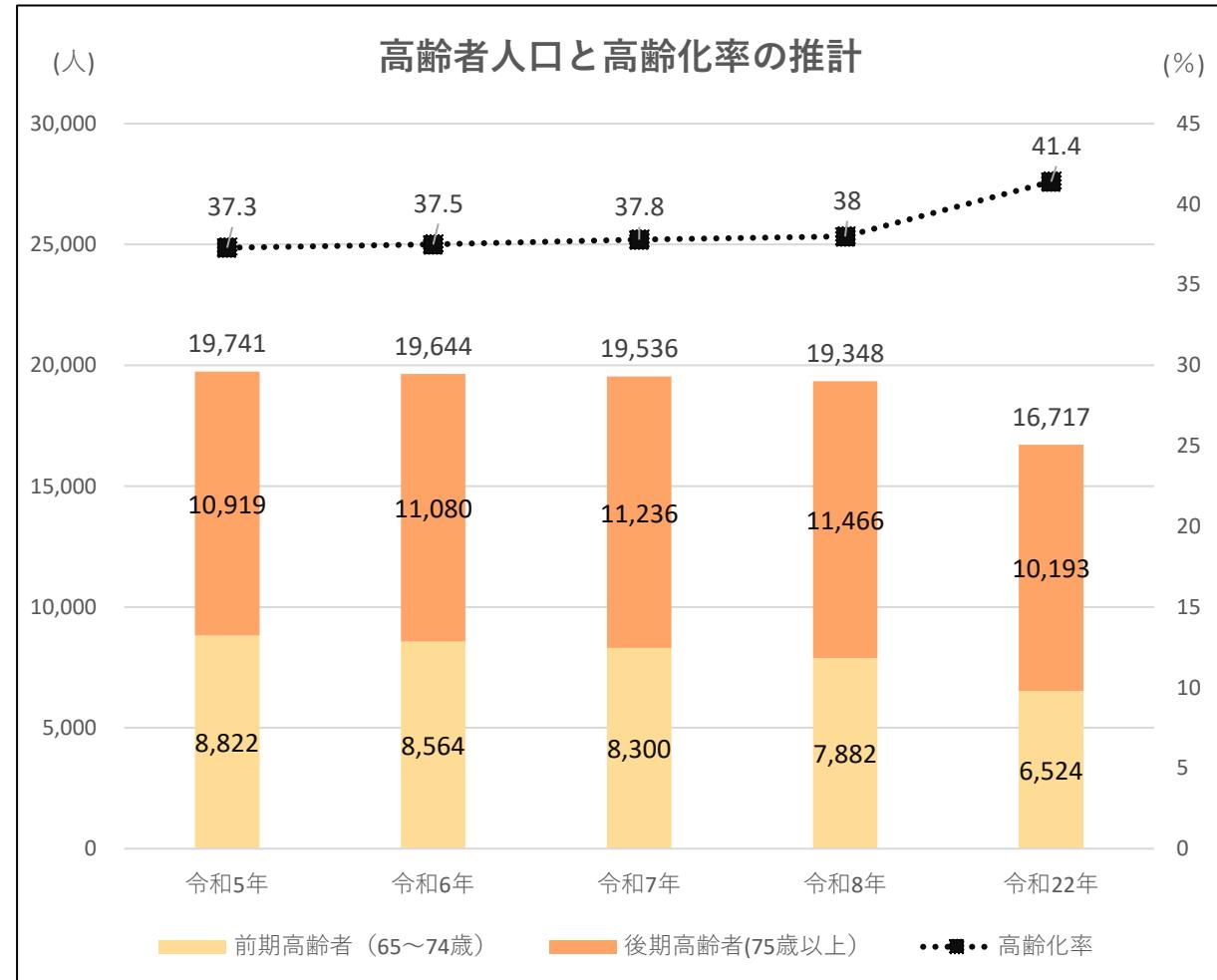
1. 宇佐市における高齢者の現状

- (1)高齢者人口と高齢化率
- (2)要介護・要支援者数
- (3)介護給付費
- (4)第10期介護保険事業計画策定に向けた各種アンケート調査について

(1)高齢者人口と高齢化率



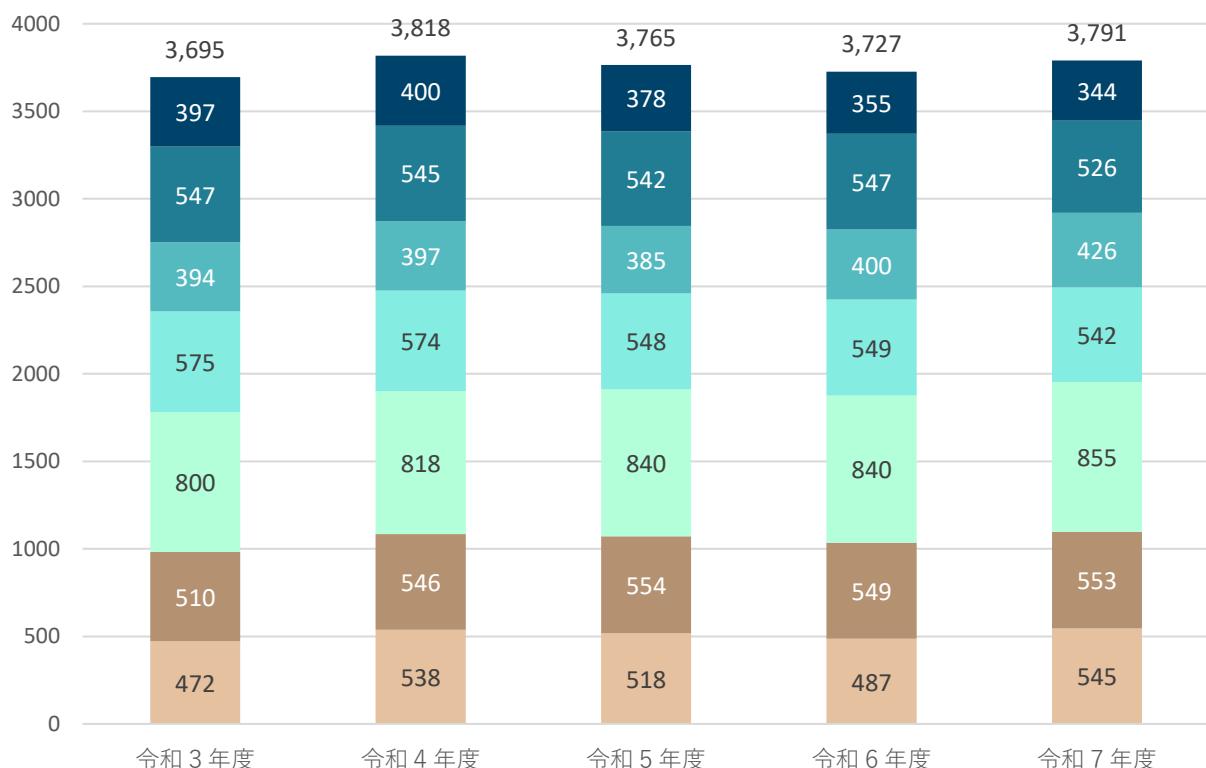
資料:住民基本台帳法に基づく人口(各年10月1日)



資料:宇佐市第9期介護保険事業計画

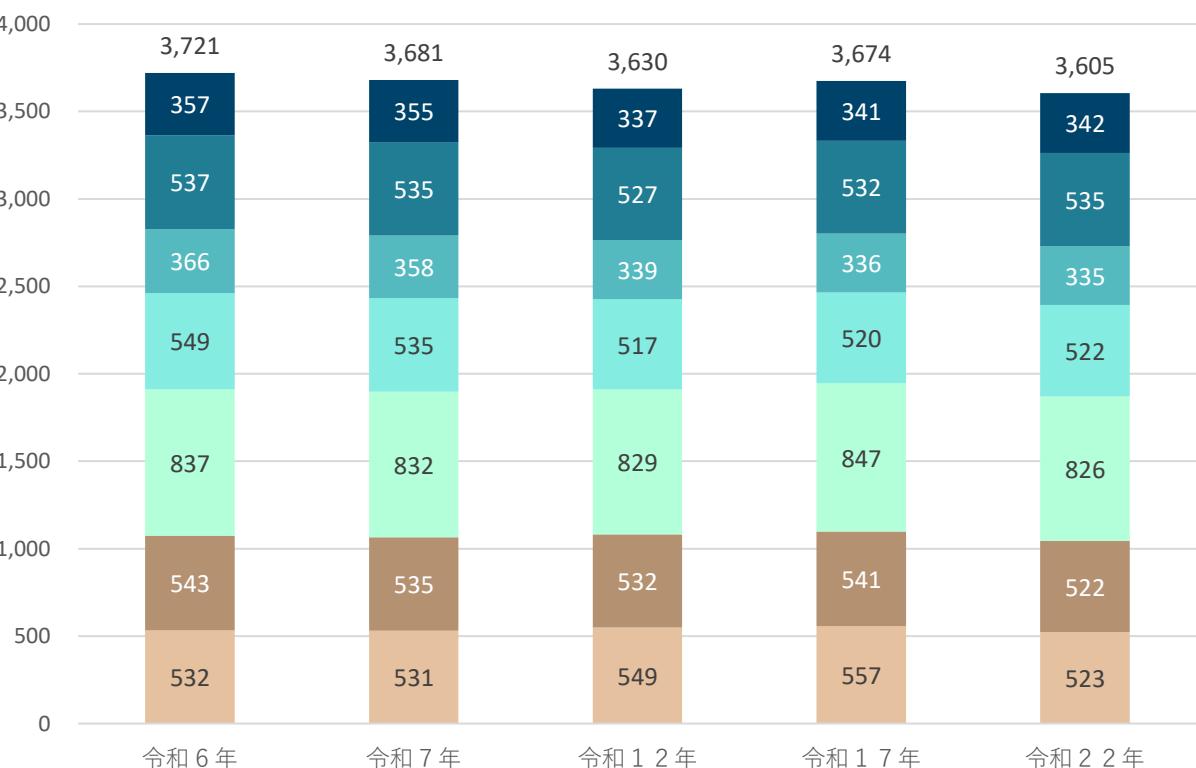
(2) 要介護・要支援者数(第2号被保険者含む)

(人) 要介護・要支援者数の推移(第2号被保険者含む)



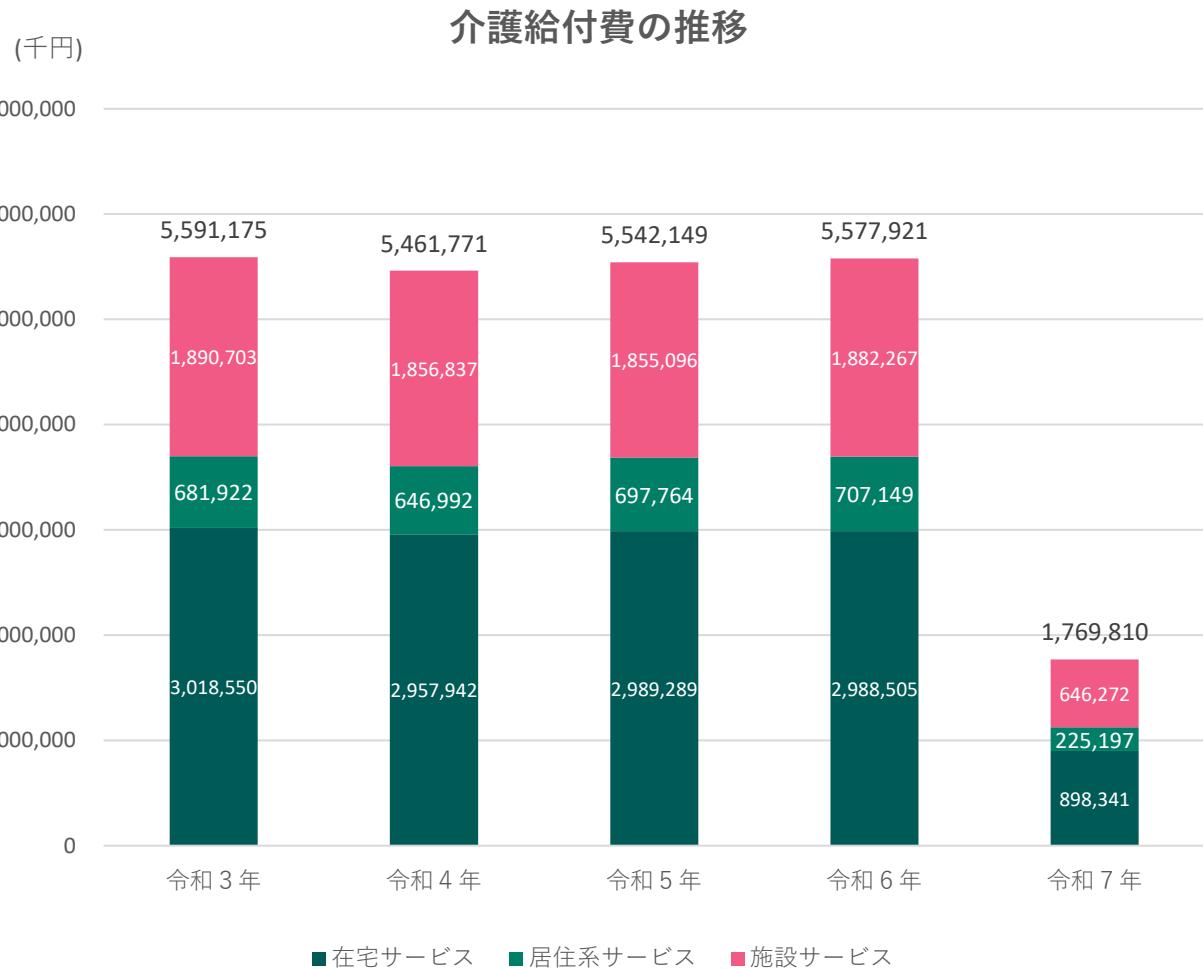
資料:介護保険事業状況報告(各年9月末日時点)

(人) 要介護・要支援者数の推計(第2号被保険者含む)

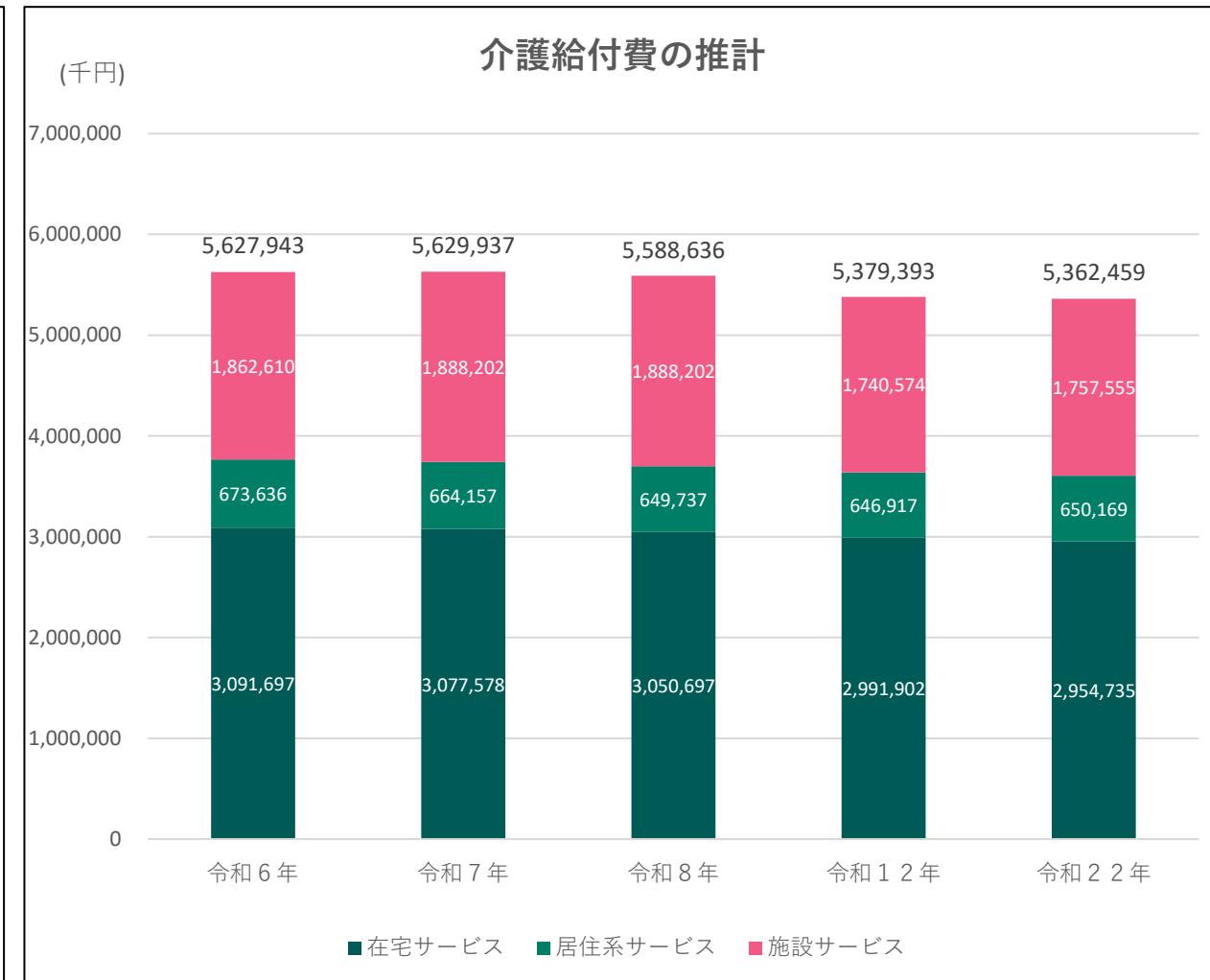


資料:宇佐市第9期介護保険事業計画

(3)介護給付費



資料:介護保険事業状況報告



資料:宇佐市第9期介護保険事業計画

(4) 第10期介護保険事業計画策定に向けての各種アンケート調査

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき3年を1期とする計画の策定が義務づけられています。今回、令和9年～11年度の3年を期間とする次期第10期介護保険事業計画策定に向け、介護の実態や施策ニーズ、事業者の意向等を把握するために本年度各種アンケート調査を実施します。

●調査期間

令和7年11月～令和8年3月

各種アンケート調査	調査対象
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	市内在住の65歳以上の方(要介護1以上の方や施設等入所者を除く)
在宅介護実態調査	市内在住で、施設等に入所している方を除く、要介護認定者
在宅生活改善調査	居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護
居所変更実態調査	介護施設等(サ高住、住宅型有料含む)
介護人材実態調査	介護事業所、介護施設等(サ高住、住宅型有料含む)

2. 介護給付適正化の取組

- (1) 宇佐市における介護給付適正化の取組み
- (2) 指導による介護保険施設等の支援・育成
- (3) ケアプランに関する届出

(1) 宇佐市における介護給付適正化の取組

1. 要介護認定の適正化

認定調査員及び介護認定審査会委員に対する業務分析データを活用した検討会を実施

2. ケアプランの点検

利用者の「尊厳の保持」「自立支援」に資する適切なプランとなっているか、介護支援専門員等を対象に、面談による点検及び支援

住宅改修・福祉用具利用者の身体等の状態及び利用状況の確認

3. 縦覧点検・医療情報との突合

加算の算定回数や軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与、要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者等について国保連合会から提供される帳票の点検

医療給付状況と介護給付情報を突合し、入院中の介護請求などの有無を点検

(2)指導による介護保険施設等の支援・育成①

1. 集団指導

少なくとも年1回の頻度で介護保険事業所管理者説明会を開催

2. 運営指導

原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上実施

介護保険施設等の関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で実施

指導の内容

- (1)介護サービスの実施状況指導(利用者の生活実態の巡視及び施設整備の確認等)
- (2)最低基準等運営体制始動(運営基準等の遵守状況の確認等)
- (3)報酬請求指導(加算要件の確認等)

3. 監査への変更

運営指導を中止して直ちに監査へ変更する必要があるのは次のような場合です。

- (1)人員施設整備、運営基準に従っていない状況が著しいと認められる又はその疑いがある場合
- (2)介護報酬請求について不正又は不正の疑いがある場合
- (3)不正の手段による指定等又はその疑いがある場合

(2)指導による介護保険施設等の支援・育成②

指摘事項(抜粋)

- ・勤務表を毎月21日から翌月20日までを一月として作成している。
- ・運営推進会議の議事録を公表していない。
- ・勤務表で、兼務状況についてそれぞれの職種ごとの勤務時間を明確に分けて作成していない。
- ・作成した計画書を利用者に交付しているが、交付の記録を残していない。
- ・利用契約書、重要事項説明書の記載不備
- ・協力医療機関の届出を年に1回以上行っていない。
- ・常勤職員の管理者を配置していない。
- ・サービス提供の記録漏れ(送迎の記録等)

(3)ケアプランに関する届出

サービス利用前に届出を求めている手続き

軽度者に対する福祉用具貸与

同居家族がいる場合の生活援助

要介護認定期間の半数を超える短期入所の利用

訪問介護(生活援助中心型)の回数が基準を超えるケアプラン

市から提出を求めている手続き

訪問介護サービスの利用割合が基準を超えるケアプランの提出

※ ①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上かつ②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」に該当するケアプランについては介護度別に1件以上を指定し、届出の提出を依頼

介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働によるケアプラン検討の実施

●軽度者に対する福祉用具貸与について①

要支援・要介護1の者(軽度者)に対する以下の種目については、介護保険給付は原則対象外。

＜軽度者が原則給付対象外となる福祉用具＞

- ・車いす(付属品含む)・特殊寝台(付属品含む)・床ずれ防止用具・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具の部分を除く。)
- ・自動排泄処理装置

(※)自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものは除く)については、要介護2及び要介護3の者も、原則給付の対象外。



※例外的に給付が可能なケース※

厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者で、

①要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合

②市町村が医師の所見・ケアマネジメントの判断等を書類等で確認の上、要否を判断した場合

●軽度者に対する福祉用具貸与について②

市町村による判断時のチェックポイント

- ①疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、別表の対象者に該当（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
- ②疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別表の対象者に該当することが確実に見込まれる（例 がん末期の急速な状態悪化）
- ③疾病その他の原因により、身体の重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別表の対象者に該当すると判断できる
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾病による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

●提出書類

軽度者に対する福祉用具貸与についての申請書

サービス担当者会議の要点

●別表:要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与の判断

対象外種目	厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者	対象者に該当する基本調査の結果
1 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	1-7「3. できない」 (該当する基本調査結果なし)
2 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがりが困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	1-4「3. できない」 1-3「3. できない」
3 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」
4 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	3-1「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 3-2~3-7のいずれか「2. できない」 又は 3-8~4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 2-2「4. 全介助」以外
5 移動用リフト(つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がり困難な者 (二)移乗において一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	1-8「3. できない」 2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 (該当する基本調査結果なし)
6 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便において全介助を必要とする者 (二)移乗において全介助を必要とする者	2-6「4. 全介助」 2-1「4. 全介助」

●同居家族がいる場合の生活援助について

●同居の判断

- ①一般的な同居の定義:同じ家屋に家族等が住んでいること
- ②二世帯住宅:家屋構造に関わりなく同居と考えます
- ③同一敷地内に居住:家屋構造に関わりなく(別棟であっても)同居と考えます

●同居家族がいても利用が認められるケース

- ①家族が障害・疾病で家事が困難な場合
- ②①に該当しないが、同様のやむを得ない事情で家族による家事が困難な場合
 - ・家族間に、利用者の今後の生活に影響を及ぼすような深刻な問題があるため家事援助が期待できない場合
 - ・家族に家事を行なわせてしまうことにより、介護疲れによる共倒れ等の深刻な問題が生じることが明らかだと判断した場合など

※あくまで生活援助は、本人が行えない行為の代行的なサービスとしての位置づけるものです。
同居家族がいる場合、共有部分(玄関、廊下、階段、居間、食堂、台所、浴室、トイレ等)の生活援助サービスの利用は原則できません。衛生面や健康面、安全面の観点から利用者が日常生活を送る上で、著しくその安全が脅かされる状況が予測される場合には、その事案ごとの判断が必要となります。

3. 令和6年度介護報酬改定

- (1)協力医療機関との連携体制の構築
- (2)安全・質の確保・負担軽減委員会設置
- (3)介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
- (4)一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

(1)協力医療機関との連携体制の構築

●対象サービス

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院
特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

●概要

入所者等の病状が急変した場合等において、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、**年に1回以上**、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を指定権者に届出なければならないこととする。

●提出書類

協力医療機関に関する届出書

各協力医療機関との協力内容が分かる書類(協定書等)

(2)安全・質の確保・負担軽減委員会設置

●対象サービス

短期入所系サービス、居住系サービス、多機能系サービス、施設系サービス

●概要

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。

●経過措置期間

令和9年3月31日まで

(3)介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進

●対象サービス

短期入所系サービス、居住系サービス、多機能系サービス、施設系サービス

●概要

見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算を設ける。

生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位/月	生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位/月
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を 3か月に1回以上 開催していること。	
見守り機器等のテクノロジーを 複数 導入していること。	見守り機器等のテクノロジーを 1つ以上 導入していること。
職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行う	
業務改善の取組による成果の確認	
業務改善の取組の 実績を厚労省に報告(1回/年) していること。※電子申請・届出システム	

(4)一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

●対象の福祉用具

①スロープ

主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く

②歩行器

脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

③歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

●一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制のプロセス

貸与と販売の選択に伴う判断体制・プロセス

○選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は、利用者に対し、以下の対応を行う。

- ・貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
- ・利用者の選択に当たって必要な情報の提供
- ・医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案



<貸与後>

- ・利用開始後少なくとも**6月以内に一度**モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討

<販売後>

- ・特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認
- ・利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める
- ・商品不具合時の連絡先を情報提供

4. 高齢者虐待に係る対応

- (1)高齢者虐待に関する定義
- (2)令和6年度高齢者虐待についての対応状況等
- (3)高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等の責務等

(1)高齢者虐待に関する定義

「**高齢者**」…65歳以上の者

「**養護者による虐待**」…高齢者を現に養護する者(養介護施設従事者等を除く)による虐待

「**養介護施設従事者等による虐待**」…「養介護施設」と「養介護事業」に従事する者による虐待

* **養介護施設**：老人福祉施設、有料老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、
介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター

* **養介護事業**：老人居宅生活支援事業、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、
介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

＜高齢者虐待にあたる行為＞

- ①**身体的虐待**…身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（身体拘束を含む）
- ②**ネグレクト**…衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- ③**心理的虐待**…激しい暴言、著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ④**性的虐待**…高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- ⑤**経済的虐待**…高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

(2)令和6年度高齢者虐待についての対応状況等

①通報者・通報件数(宇佐市)

警察	介護支援専門員	事業所職員	医療機関職員	近隣住民・知人	本人	家族・親族	合計
16件	6件	2件	0件	1件	0件	8件	33件

②対応件数

	通報件数 (前年比)	虐待判断件数 (前年比)	虐待の種類				
			身体	ネグレクト	心理	性的	経済
養介護者施設従事者等による虐待	2件(-2件)	1件(+1件)	1件	0件	0件	0件	0件
養護者による虐待	31件(+15件)	4件(+3件)	3件	1件	0件	0件	0件

(3)高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等の責務等

① 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置(法第20条)

- ・養介護施設従事者等の**研修を実施**すること
- ・高齢者及びその家族からの**苦情の処理の体制を整備**すること
- ・その他の養介護施設従事者等による**高齢者虐待の防止等のための措置**を講じること

② 通報義務(法第21条)

- ・養介護施設従事者等は、従事する介護施設等で**高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。**

③ 通報等による不利益取扱いの禁止(法第21条第7項)

- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従事者等は、**通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。**

5. その他

- (1)介護事業所等の指定申請等に係る「電子申請届出システム」について
- (2)ケアプランデータ連携について
- (3)介護情報基盤について
- (4)MCS(メディカルケアステーション)について
- (5)介護職人材確保支援事業について
- (6)介護保険施設等における事故の報告について
- (7)人権について

(1) 介護事業所等の指定申請等に係る「電子申請届出システム」について

指定申請等の手続きについて、介護保険事業者の文書に係る事務負担の軽減のため、厚生労働省「電子申請届出システム」による受付を行っております。

地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援・介護予防・日常生活支援総合事業に関する以下の手続き

- ・指定(許可)申請
- ・指定更新申請
- ・変更届出
- ・再開届出
- ・廃止・休止届出
- ・指定辞退届出
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

「電子申請届出システム」の利用にあたっては、**GビズID**（プライムかメンバー）が必要となります。**GビズID**を持っていない事業所は、**GビズID**を作成する必要があります。

(2)ケアプランデータ連携について

毎月、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプラン(予定・実績情報)のやり取りをオンラインで共有できるシステムです。通常、ライセンス料金21,000円／年ですが、令和7年6月1日よりケアプランデータ連携システムすべての機能を1年間無料でご利用できるフリーパスキャンペーンを実施しております。

- キャンペーン申請期間

令和7年6月1日から令和8年5月31日まで(予定)

- 問い合わせ先 <https://careplan-oita.com/>

大分県ケアプランデータ連携システム導入支援事業
ケアプランデータ連携システム導入サポート

- 居宅介護支援費

令和6年の介護報酬改定にて、居宅介護支援費(Ⅱ)の遞減制緩和措置の条件にケアプランデータ連携システムの利用が盛り込まれました。

【改定前】

居宅介護支援費(Ⅱ)の算定要件
ICT機器の活用または
事務職員の配置



【改定後】

居宅介護支援費(Ⅱ)の算定要件
ケアプランデータ連携システムの
活用及び事務職員の配置

(3)介護情報基盤について

●介護情報基盤とは

自治体をはじめ、介護・医療にかかわる関係者が介護を受ける方を地域で支えるために情報をひとつに集めた情報基盤です。介護事業所はケアプラン、介護被保険者証、介護認定審査会の進捗などの情報をシステムで確認することが可能になり、利用者はマイナポータルから自身の情報を確認可能となります。

●実施時期について

令和8年4月～令和10年4月までに準備が完了した自治体から利用可能となります。
宇佐市では令和9年度以降を予定しております。

●助成金の申請受付時期について

令和7年度 申請期間:令和7年10月17日(金)～令和8年3月13日(金)予定
※令和8年度以降の助成金申請は現時点では未定となっております。

助成対象経費:①カードリーダーの購入経費 ②介護情報基盤との接続サポート等経費

●介護情報基盤ポータルサイト

介護情報基盤に関する情報やお問い合わせ先 <https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>

(4) MCS(メディカルケアステーション)について

●MCSとは

- ・医療・介護従事者専用に開発されたICTコミュニケーションツール
- ・厚生労働省などのガイドラインに準拠したセキュリティ
- ・全国の多数と自治体・医師会で採用
- ・操作はLINEと同様で簡単、パソコン・スマホ・タブレットなど様々な端末で利用可能
- ・利用料は無料

●宇佐市では令和6年4月より在宅医療・介護連携推進協議会を経てMCS導入を決定

登録機関 78カ所 143名（令和7年11月1日時点）

(登録機関内訳)

医療機関	歯科	薬局	訪問介護	地域包括	居宅	通所介護	通所リハ	訪問介護	福祉用具	特養	老健	有料等	行政	市外
10	3	4	7	6	13	5	3	5	1	4	3	10	2	2

患者・利用者さんを中心とした多職種間での情報共有や、研修会等のお知らせを全登録者に情報発信する等、有効に活用していただいている。

●MCSの登録・相談は・・

宇佐市医師会 在宅医療・介護連携支援センター

TEL 0978-37-2308

e-mail iryo-kaigoshien@usa-med.jp

(5)介護職人材確保支援事業について(令和7年度)

宇佐市内の介護サービス事業所における介護職等の人材の確保及び育成を図るため、**市内介護サービス事業所**へ介護職・看護職・調理員の**正規職員**として就職した者及び市が定める期間勤務した者等に対し、奨励金を交付します。

各奨励金	交付額
就職奨励金	10万円
初任者資格等取得報奨金	10万円を限度とする取得費用実費
継続勤務報奨金(2年間継続勤務)	10万円
継続勤務報奨金(3年間継続勤務)	宇佐市内在住で10万円、市外在住だと5万円
継続勤務報奨金(5年間継続勤務)	宇佐市内在住で20万円、市外在住だと10万円

●申請期限

交付対象者に該当する事由が生じた日から1年内に申請してください。

※令和8年度の実施については現時点では未定となっております。令和7年度中に交付対象者に該当する方は年度内に申請をお願いいたします。

●注意事項

市内介護サービス事業所:施設系サービス・訪問・通所系サービス・地域密着型サービス・介護予防サービス

※有料老人ホームに就職したのみでは対象となりません。

(6)介護保険施設等における事故の報告について

介護サービス事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、市町村(保険者)に報告することが義務付けられています。

報告の対象となる利用者	事業者が行うサービスを利用するすべての利用者 (住所地特例者等の市以外の介護保険被保険者を含む。)
報告の対象となる事故等の範囲	<ul style="list-style-type: none">・死亡に至った事故、病死(死因に疑義が生じる可能性があるものに限る。)・医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故・食中毒及び感染症等の発生又はそれらが疑われる状況の発生・失踪・職員等の法令違反及び不祥事の発生・その他市に報告する必要があると認められるもの
報告時期	事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出

(7) 人権について(宇佐市人権施策実施計画)①

宇佐市人権施策実施計画(抜粋)

特定職業従事者に対する教育・啓発の推進

人権教育は、家庭・学校・職場・地域等、あらゆる場や機会を捉えて推進する必要があり、中でも、人権問題を適確に捉える感性や人権を重視する姿勢を育むことが重要である。

さらに、人権が尊重される社会の実現に深く関わる立場にある者が、常に人権尊重の意識や態度をもって、職務の遂行に臨むことが重要であり、本市職員をはじめとする公務員や教職員、医療関係者、福祉保健関係者等に対する人権教育を充実する。

人権学習支援の取組

- ・人権啓発DVDの貸出し
- ・人権に関する専門の指導員の派遣(人権講師無料派遣)

(7) 人権について(人権に関する3つの法律・認知症基本法)②

1. 障害者差別解消法【2016年(平成28年)4月施行】

正当な理由なくサービスの提供を拒否するなどの「**不当な差別的取扱い**」を禁止し、障がいのある方の特徴・状況に応じて対応する「**合理的配慮**」の提供を求めた法律。

2. ヘイトスピーチ解消法【2016年(平成28年)6月施行】

特定の民族や国籍の人々に対して、差別意識を助長・誘発する目的で生命や財産に危害を加えるように告げ、地域社会からの排除をあおる**ヘイトスピーチ(憎悪表現)**の抑止・解消を目的とした法律。

3. 部落差別解消推進法【2016年(平成28年)12月施行】

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の発展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、**部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現**することを目的とした法律。

4. 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 【2024年(令和6年)1月施行】

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、**相互に人格と個性を尊重**しつつ支えながら共生する活力ある社会である**共生社会の実現の推進**を目的とした法律。

(7) 人権について(宇佐市人権啓発推進協議会への入会)③

宇佐市人権啓発推進協議会は、全ての市民の基本的人権が等しく尊重される社会を希求し、同和問題をはじめあらゆる差別の撤廃と、人権擁護のための啓発の推進を図ることを目的として、宇佐市内の多くの企業、各種団体、公的機関からなる会員の皆様のご賛同により設立されました。

協議会の会員になることで、啓発指導員による研修会が無料で実施されます。年会費については無料です。

入会についての詳しい説明をご希望の事業所様は、「宇佐市役所人権啓発・部落差別解消推進課」までお気軽にご連絡ください。

人権啓発・部落差別解消推進課

電話番号:0978-27-8122

ファックス:0978-32-2331

今回の説明会の内容についてのご質問は、質問票により、下記メールアドレス宛にご提出ください。

E-mail : kyuufu05@city.usa.lg.jp

ご視聴ありがとうございました。